

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和7年8月27日（水曜日）
開催場所	茨木市立障害福祉センターハートフル 4階 大会議室
議長	中西会長
出席者	高田委員、富澤委員、山口委員、川島委員、大川委員 小西委員、太田委員、佐藤委員、福阪委員
欠席者	清水委員
事務局職員	澤田福祉部長、岩崎福祉部次長兼福祉総合相談課長 肥塚福祉部副理事兼地域福祉課長、石井福祉指導監査課長 井上障害福祉課長、中島発達支援課長、藪内学童保育課長 佐原障害福祉課参事兼計画推進係長 中井発達支援課参事兼発達支援G長 濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長 奥野学童保育課参事兼指導係長 角谷発達支援課課長代理兼推進G長 名越福祉総合相談課主幹兼相談2G長 刈込障害福祉課主幹兼認定給付2G長 村上障害福祉課認定給付1G長 沖田障害福祉課計画推進係職員
議題(案件)	1 令和7年度 障害福祉関連事業について 2 障害者計画（第5次）の取組状況等について 3 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の取組状況等について 4 茨木市立障害福祉センターハートフルの学童保育室の使用について 5 その他
資料	次第、資料1、資料2、資料3、資料4、当日資料1 諮問書、当日資料2 事前意見の回答書、計画書（冊子）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局（沖田）	皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、令和7年度第1回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます障害福祉課の沖田と申します。よろしくお願いいたします。 それではまず、開会に当たりまして、福祉部長の澤田より御挨拶申し上げます。
事務局（澤田部長）	皆様、こんにちは。お世話になっております。 令和7年度第1回茨木市障害者施策推進分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。 本日は、皆様お忙しい中、本分科会に御出席賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から本市の障害者施策に様々なお立場から御支援、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。 さて、令和6年3月に第3次総合保健福祉計画を策定し、その分野別計画であります第5次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画が令和6年度からスタートし、総合福祉計画をはじめ、本市で策定しております福祉保健関連の諸計画とともに整合を図りながら実施しております。今回の資料にあります昨年1年間の評価を御覧いただき、皆様には御審議いただくとともに、御審議いただくに当たりまして、様々なお立場から活発に御意見をいただければと考えております。 最後になりますが、委員の皆様には、今後とも障害者施策の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局（沖田）	それでは、会議に入る前に会議資料等の確認をさせていただきます。本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第、資料1から4、お席に置かせていただいております配席表、当日資料1の諮問書、当日資料2の事前意見の回答書、最後に参考資料として、御持参をお願いしておりました計画書となります。お持ちでなければ係りの者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。 それでは、本日お配りしました資料の中に諮問書がございます。本

	市の審議会運営におきましては、毎年第1回目の会議の際に、市から審議会会長へ諮問書を提出することとなっておりますことから、第1回目の資料といたしまして、委員の皆様それぞれにそれぞれ配付させていただくことで、市からの諮問とさせていただきます。 それでは、会議に移らせていただきます。 会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、中西会長よろしくお願いいたします。
中西会長	今日はどうも暑い中お集まりいただきありがとうございます。会場を一瞬間違えまして、ちょっと走ってきたもんで汗をかいておりますが、よろしくお願いいたします。 本日限られた時間ですけれども、いろんな形で意見をいただき、議事進行を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、障害福祉増進のため積極的な御意見を賜りますようお願いいたします。 なお、本分科会の会議録は原則公開ということになりますので、御了解いただきますようお願いいたします。 それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。
事務局（沖田）	本日の委員の出席状況につきまして御報告いたします。 委員総数11名のうち、御出席は10名、欠席は1名です。半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により会議は成立いたしております。 また、本日は2名の方が傍聴されていることを御報告いたします。本日は、オンラインで傍聴される方はおられません、今年度よりオンライン傍聴が始まっており、ウェブ会議システムを通じて、自宅等にいる傍聴希望者へ配信を行います。配信については、委員の画像を無断で使用することを防止するため、音声のみを配信いたします。 以上です。
中西会長	ありがとうございます。 では、議事に移る前に、会議の進め方についてお諮りしたいと思います。それぞれの議題について事務局のほうから説明を受け、その内容について順次、皆様から御意見、御質問などをいただくことでいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。
	(異議なしの声あり)
中西会長	ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。 それでは、議題1です。「令和7年度障害福祉関連事業について」、

	事務局から説明をお願いします。
事務局（佐原参事）	障害福祉課の佐原と申します。よろしくお願いいたします。 議題1について御説明をいたします。 資料1を御覧ください。資料は障害福祉課の所管事業、福祉総合相談課、発達支援課に、それぞれ分かれており順に御説明させていただきます。 まず、障害福祉課所管事業については3点ございます。1つ目はともしび園の再開でございます。前回の分科会でも御報告をさせていただき、皆様に大変な御心配と御迷惑をおかけしております。ともしび園につきましては、昨年度に指定管理者に対する指定取消処分を行い、この4月から休園しておりましたが、令和7年6月定例市議会において新たな指定管理者が選定され、9月からともしび園の運営を再開できる運びとなりました。記載しておりますとおり、指定管理者は株式会社オールケアライフ、実施するサービスは取消以前と同様、生活介護事業、入浴サービス、日帰りショートステイとしており、それぞれ記載の時期からサービスを再開する予定としております。再開に当たりましては、取消前の利用者の方を優先的に受け入れることとしており、再利用に関する意向調査を現在実施しております。その結果、これまでの利用者43名のうち20名、46.5%の方が再利用意向を示され、現在新たな指定管理者によるアセスメントを実施しております。 2つ目でございます。就労選択支援の実施についてでございます。就労選択支援は、令和7年10月、それから令和9年4月に、それぞれ段階的に施行される新たな障害福祉サービスでございます。事業内容は記載のとおりであり、令和7年10月施行分では、就労継続支援B型の利用を新たに希望する方が対象となります。現在、事業開始に向け実施意向を示しているかしの木園、また、卒業後の進路選択時に関係の深い支援学校等と意見交換を行い、サービス提供開始に向け準備を進めているところでございます。 3つ目でございます。日帰りショートステイの報酬改定についてでございます。本市におきましては、日中の長時間介護ニーズが高まっている様子がうかがえますが、その一方で、サービス事業所が撤退するなどニーズに十分に答えられない状況が懸念されておりますことから、この4月から新たに、最も利用頻度の高い「4時間未満」の利用区分において、報酬の増額改定を行っております。引き続き、ニーズの動向等を注視し、サービス提供基盤の確保に努めてまいります。 続きまして2ページを御覧ください。 福祉総合相談課の事業につきましては、説明者を代わらせていただ

	きます。
事務局（名越主幹）	福祉総合相談課の名越と申します。福祉総合相談課の事業について御説明いたします。 資料2ページを御覧ください。まず一つ目になりますが、「地区保健福祉センターの整備について」になります。本市におきましては市内を東西南北、中央の5圏域に分け、各圏域に地域の身近な場所で世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や、地域づくりにつきまして地域住民をバックアップし、解決等に向けた支援を行う地区保健福祉センターの設置を進めております。令和3年度は東圏域、令和4年度は西圏域と南圏域、令和5年度は中央圏域に開設し、令和7年4月に北圏域に北保健福祉センターを開設し、市内5圏域全てに地区保健福祉センターを設置いたしました。福祉健康地域づくりに関するお悩みがありましたら、地区保健福祉センターへ御相談いただければと思います。 続きまして2点目、「相談支援事業所開設等補助金について」です。本市の課題であります計画相談支援、障害児相談支援の利用率の低さを改善するため、相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員を促すための補助制度を今年度も実施しております。令和6年度の実績は、相談支援事業所の新規開設は2件、相談支援専門員の増員を行った事業所は1か所となっております。また、令和6年度の計画相談支援の利用率は40.4%となっております。令和5年度の36.6%から3.8%増加しております。引き続き、相談支援専門員の増員に努めてまいります。 最後に、「地域生活支援拠点等について」でございます。障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応等を行う地域生活支援拠点等につきて、国の通知等に沿いながら各種手続を作成いたしました。引き続き、障害者が住み慣れた地域で生活を送れるための体制の充実に努めてまいります。
事務局（角谷代理）	続きまして、発達支援課の事業について御説明させていただきます。発達支援課の角谷と申します。よろしくお願いいたします。 資料3ページを御覧ください。茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助の拡充といたしまして、障害児相談支援の普及促進を図るために、障害児支援利用計画作成にかかる補助単価を1件当たり5万円から6万円に増額しております。また合わせて、補助要件を一部見直しさせていただいております。 以上です。 失礼いたしました。6万円から9万円に増額させていただいており

	ます。訂正させていただきます。
中西会長	報告ありがとうございました。 そうしましたら、まず議題1です。今、報告がありました令和7年度の障害福祉関連事業について、委員の皆さんのほうから御意見とか、御質問とかございましたらお願いいたします。 太田委員、どうぞ。
太田委員	事業所連絡会の太田です。 この2番の福祉総合相談課の事業のところで、地区保健福祉センターの整備ということで整備されてきているということはよかったと思うんですが、なかなかこの地区保健福祉センターが知られていないということがあるのかなと思っています。私たち事業所連絡会のほうでも防災を考えていこうということで検討している中で、やはり地域との、隣近所の人とのこのつながりというのはすごく大事なという話になりまして、そういったところでもこの地区保健福祉センターというところが、やっぱり地域とのこのネットワークをつくられてると思うので、この保健福祉センターとの連携をしながら地域とのつながりをつくっていければという話も出ているんです。 事業所、相談支援の事業所とかは保健福祉センター関わり深いと思うんですけども、障害福祉サービス事業所はほとんど関わりないんです実際に。だから、そういったところでどれだけの事業所をつなげるか分からないですけども、この各圏域の保健福祉センターと事業所連絡会の、この事業所との交流といいますか、一度お会いして、今後、連携をしていくための取組ということも、今後考えていきたいと思っていますので、また、そのときにはよろしくお願いしたいと思っています。 もう一点が、これは質問ですが、③番の「地域生活支援拠点等について」、この中に障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置づける体制を整備しましたとあるんですが、これが具体的にどういうことなのかというのを教えていただければと思います。
中西会長	ありがとうございます。 事務局からお願いできますでしょうか。
事務局（名越主幹）	福祉総合相談課の名越と申します。 今の御質問、地域生活支援拠点等につきましてですけども、国のほうで地域生活支援拠点等に協力いただける事業所というところを登録しましょうということで、国の通知で登録するための手順が定められております。今回、その手順を定めたというところになっております。

太田委員	ありがとうございます。 どのくらい登録されてるんですか。
事務局（名越主幹）	現状のところ、まだ登録事業者がないということでございますので、引き続き、周知、啓発等、あとは事業所に登録を促していきたいと考えております。
太田委員	ありがとうございます。
中西会長	太田委員、よろしいでしょうか。 では、小西委員、どうぞ。
小西委員	ありがとうございます。茨木障害フォーラムの小西と申します。 質問ですけれども、1ページ目の2番、新たな障害福祉サービスの実施という中で、令和7年度においては10月の制度開始に向け、かしの木園・支援学校などの機関というふうにあるんですけども、一つ質問したいのが支援学校というのは、茨木支援学校だけでなく、摂津支援や高槻支援も含まれるのかということと、支援高等学校は含まれるのかということをお教えいただきたいです。
事務局（村上G長）	障害福祉課村上と申します。 御質問いただきました就労選択支援の現在の調整状況につきましては、ここに記載の支援学校というのは茨木支援学校さんと直接お話をさせていただきながら、就労選択支援の円滑な実施に向けて調整を進めているところでございます。その他の支援学校さんとの調整というのは、今現状行っておりません。 以上です。
中西会長	よろしいでしょうか。
小西委員	ありがとうございます。
中西会長	ほかに委員のほうから何か御質問とかございますでしょうか。 いかがでしょうか。大丈夫ですか。何かございましたら、いいですか。 なかなか横の連携とかね。いろいろこれから連携というところとか、センターもできたのでどうやって利用率とか、ほかの地域とつながるかが重要なところかなと思うんですけども、委員の皆様から何か御質問とかございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。 富澤委員、どうぞ。
富澤委員	富澤です。 資料1番の就労選択支援の部分についてなんですけども、どのように始めていくかということで流れを書いていたかと思うんで

	すけども、まずはB型の利用を新たに希望する方から対象となっているかと思います。実際、今まだ準備段階とは思いますが、初年度からの利用見込みとかの状況というのはどのように考えておられるのかということと、あと、実際かしの木園さんを中心にして、多分説明会、制度に関する説明会とかもされていたりということですが、実際にこれに対して事業所や利用者側の反応です。期待であったり、要望の声であったりということで、そういった様々な意見等がもしあれば、こういった意見が届いているのかというあたりを教えていただければと思います。
事務局（村上G長）	御質問いただきました就労選択支援につきまして、まず1点目、利用見込みの点ですけれども、まずは先ほど言いました支援学校を卒業する方に向けて、この初年度、この就労選択支援を使っただいてアセスメントを実施していくという方は、現時点では20名ほどがその対象になってきようかなと思います。ここから少し前後する可能性はございます。 それと支援学校以外の方で行きますと、新規に就労選択支援B型を御利用されたいという方については、10件以内ぐらいに収まるのではないかなというのが今の見立てでございます。 それから2点目の事業者や利用者の方から期待、要望の声などの点ですけれども、今現時点で事業者の方であるとか、利用者からいただいている御要望とか、御期待というのが、そこまで寄せられてないというのが現状でございます。市としましては事業者向けの説明会を9月の中旬に予定しております。その中で市のほうから一定サービスの説明でありますとか、茨木市の考え方などを御説明させていただく方針でございます。その中で、またいただくような御意見があれば10月の施行に向けて市としても検討してまいりたいと現時点で考えております。 以上です。
富澤委員	ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございました。 委員から特にほかないですか。大丈夫でしょうか。 高田委員、どうぞ。
高田委員	2ページの③の地域生活支援拠点などについてのことですけれども、民生委員は身近に障害を持っておられる方とか、親子さんで住んでおられる方とかもお世話することがあるんですが、もう少し民生のほうにも、こういうのを情報としていただきたいなと思ひまして、こういうことがありますので地域の方に住んでおられる方がおら

	れましたら、聞かれたときには、こういうのがありますよとお返事をしたいと思いますので、ぜひ民生のほうにもこういう情報をいただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。
中西会長	ありがとうございました。よろしいですか。 ほか委員からは特にないですかね。大丈夫でしょうか。 そうしましたらいろんな御質問、意見ありがとうございました。 そうしましたら、引き続き議題2に移っていきたいと思います。 議題2です。「障害者計画（第5次）の取組状況について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（佐原参事）	障害福祉課の佐原と申します。引き続きよろしくお願いいたします。 議題2について御説明いたします。 資料2を御覧ください。この分科会では計画の進捗管理を担っていただいておりますが、これまで障害者計画の状況報告ができておりませんでしたので、今回から新たに報告をさせていただくものでございます。障害者計画につきましては6つの基本目標で構成され、目標ごとに施策、また、より細分化した取組単位で実施内容を記載しております。評価は最小単位である取組ごとに行い、また、それらを取りまとめ基本目標ごとに評価をすることといたします。評価の目安はAからDの4段階としており、その評語の説明を資料1 ページ上部に記載しております。 2 ページを御覧ください。基本目標1、お互いにつながり支え合えるでは、人材育成や障害理解促進に向けた交流の場を持つことができた一方で、支援に向けた多機関での連携につきましてはまだ工夫の余地があると評価しております。総合評価はAとしております。 8 ページを御覧ください。基本目標の2、健康にいきいきと自立した日常生活を送れるでは、地域生活支援拠点等事業に進展が見られ、また、計画相談の利用率は向上している一方で、ともしび園の処分に伴い、医療的ケアや強度行動障害の方への支援体制を不安定化させたものと評価しております。総合評価につきましてはBとしております。 11ページを御覧ください。基本目標3、憩える、参加できる、活躍できるにつきましては、就労・文化芸術・スポーツに関する様々な取組を行うことができましたが、就労継続支援B型事業所における工賃が依然として低い水準にあることから、総合評価をBとしております。 13ページを御覧ください。基本目標4、一人ひとりの権利が尊重されるでは、障害理解、権利擁護等に関する啓発や研修を行い、障害理解等の促進に努めており、今後も引き続き取組を継続する必要があることから、総合評価をBとしております。 17ページを御覧ください。基本目標5、情報を生かして安全・安心

	に暮らせるでは、多様なコミュニケーションニーズに対応するための環境整備や人材育成、また、スマホ講座を開催し、デジタルデバイドの解消に向けた取組を行いました。防災施策につきましては、個別避難計画や避難所に関する取組を進めておりますが、引き続き取組を進める必要があることから総合評価はBとしております。 19ページを御覧ください。基本目標6、持続可能な社会保障を推進するでは、日帰りショートステイや請求審査業務のシステム導入に向けた検討、大阪府の相談支援専門員研修におけるインターバル研修に対応するなど、順調に施策を進めておりますが、施策3の評価において、ともしび園指定管理者に対し処分を行うに至ったことに伴いD評価をつけておりますことから、総合評価につきましても、Bと評価しております。 説明は以上となりますが、この議題に関して、本日欠席されておられます清水委員から事前意見をいただいております。質問の内容と市の考え方をまとめ、当日資料として配付しておりますので、御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。詳細な内容説明につきましては時間の関係上割愛させていただきます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
中西会長	ありがとうございました。 今回初めて、障害者計画（第5次）の取組状況についての評価がありました。基本目標1つずつに関しての評価とか、概要を説明いただきました。 委員の皆様から御質問、あるいは何かありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。御意見とかいかがでしょうか。 どうぞ、佐藤委員ですね。
佐藤委員	障害フォーラムから視覚障害者の佐藤です。よろしくお願いします。 就労支援の工賃についてですけど、一応値上げをしていただきたいのと、障害者の内容でいろいろ作業内容というのは変わってくるんですけど、もらってる工賃というのは一緒なんです。これは一応作業所の問題として考えられているんですけど、市からの代用として何か助言的なものってあるんでしょうか。教えてください。
中西会長	ありがとうございます。お願いします。
事務局（佐原参事）	工賃について御意見をいただきました。まず、茨木市の工賃の状況でございますが、全国的に統計を取りまして、都道府県別の工賃の状況というのが公表されています。残念ながら都道府県別では大阪府が非常に下のほうに位置しているという状況であり、また、大阪府の中でも茨木市の工賃の水準というのは必ずしも高くないという水準でござ

	ざいます。工賃は上げていかなければいけないということで、茨木市ではかしの木園に委託する形で就労促進事業という事業を実施していて、様々な形で工賃が上がるような取組を進めてはおりますけれども、依然として上がってこないという状況がございます。今後もいろいろどうやったら上がるかなということを、日々考えながらやってるんですけども、なかなか上がっていないという状況を踏まえまして、今後も取組を進めていかなければいけないと思っております。 また、事業所の中で、その工賃の配分についての御意見をいただいております。原則的には、その工賃の配分ルールというのは事業所の中で検討されるべきものであると考えております。事業所ごとに工賃に関する作業というのは千差万別いろいろあると思いますので一概には言えませんが、その働きに応じた工賃を受け取ってもらえる仕組みというのは、各事業所の皆様に工夫をしていただきながら検討いただきたいと考えております。 以上です。
佐藤委員	分かりました。いい形で工賃が上がるように願っています。よろしくお願いします。
中西会長	ありがとうございます。 小西委員、どうぞ。
小西委員	I D Fの小西と申します。 15ページにあります。I C T活用の促進とデジタルデバイド解消ということですけども、ここに行かなくてもいい市役所についての取組というのを書かれているんですけども、ハートフルに関して、例えば今現在ハートフルの予約であるとかというのも全てこちらに来ないとできない状況です。貸室事業に関して言うと、こちらに来ないとできない状況です。ホームページのほう見ていただいたら分かると思うんですけども、貸室事業についても、貸室事業やってますという記載しかありません。こちらで貸室利用しようと思ったら、まず団体登録をしなくてはけませんよね。でも、その団体登録が必要なんだよということをホームページにも書かれていないし、その登録に必要な資料が何であるかというのも書かれていない、フォーマットもネットに載っていないという状況で、結局、電話で確認をして、資料をこちらに出しに来て、貸室事業についても予約もこちらに実際に来てやらないといけないという状況です。 3年前の令和4年度にハートフルのほうで第1回目の茶話会というのが行われまして、その際にこちらに団体登録している団体から、せめて団体登録のほう为难しかったとしても、登録している団体がウェブ上で予約とかできるようにさせてほしいという要望を出したとこ

	ろ、それはできないという回答が来ていまして、というのも、なぜかというネットにすると視覚障害の方に対して不公平であるからという回答だったんですけども、視覚障害の方も、その支援者の方であるとか、周りの方のサポートなどを活用することで、ウェブ予約というのも可能なことではないかなと、私はそのとき思ったので、ここで要望を出すことじゃないかもしれないんですけども、行かなくてもいい市役所の中にハートフルも付け加えていただけたらなと思っております。
事務局（佐原参事）	ありがとうございます。 今、市では、DXを推進する観点から、できるだけ市役所に直接来なくても様々な手続きができるように、手続きのオンライン化を進めているところでございます。その中でハートフルの貸室について御意見をいただきました。茨木市ではいろんな施設で、一般貸室事業というのをやっているんですが、多くの施設では、ネット予約ができる形で整備を進めている状況があります。ただ、ハートフルにつきましては、目的施設、つまり障害者の方と障害者を支援される方に、専ら特化して貸室を開放するという施設になっておりますので、慎重に進める必要があると考えております。しかしながら一方で、御指摘いただきましたように、例えば周知の方法一つにしても、もう少し申請様式をホームページに上げるであるとか、予約の方法についても一定の工夫の余地があると思っております。また、令和4年度というお話をいただきましたけれども、確かにその中でも、デジタルデバイドの解消ということも報告させていただいておりますけれども、なかなか障害をお持ちの方の中で、そういったICT機器を使いこなせない方もまだまだたくさんおられますので、そのような方と不均衡が生じないようにしなければならないと考えております。今いただいたアドバイスを踏まえてより利便性が高まるような手法については、今後も引き続き検討していきたいと思っております。御意見ありがとうございます。
中西会長	佐藤委員、どうぞ。
佐藤委員	そのネット、ハートフルのネット予約に関してなんですけれど、ネットでその貸室を予約するということは、12時回るとすぐに予約が開始されるんです。一応、私たちはいろんなことでボランティアさんにお手伝いをさせていただいてます。そのハートフルさんのお部屋を借りるだけじゃなくて、ハートフルさんのお部屋を借りることでボランティアさんに12時まで起きておいてほしいと、そういうネット予約をするために、そういうお願いをしないといけないんですよね。その辺が困るのでということで視覚障害者として大変だということをハートフ

	ルさんに御相談はしました。だから、その点をどうにか解決していただいたら、ほかの方がネット予約をしてもスムーズに、そこだけが解決したらスムーズに行くかどうかは分かりませんが、その辺が一番私たちがお部屋を取れなくなるのが困るということで相談してるので、その辺を考えていただければどうにかなるんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。
中西会長	どうぞ。
事務局（佐原参事）	御意見ありがとうございます。 様々な障害種別によってお困りの状況というのは異なります。一概にネットシステムを、予約システムを入れてしまいますと、おっしゃっていただいたように12時になったら解放されて早い者勝ちというのが原則になりますので、そのあたりに不均衡が生じないような手法があるのかというのは今後も検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。
佐藤委員	お願いします。
中西会長	よろしいでしょうか。 どうぞ、福阪委員、どうぞ。
福阪委員	藍野療育園の福阪と申します。 この事前の意見として出されている清水委員とも重なってくところがあるかなと思うんですけども、災害の16、17ページの災害対策のところ、いろんな取組を今後考えてくださっているのかなと期待しておりますということですけども、やはり私たちも施設の中で、災害対策を考えていく中でなかなかどのように取り組んでいったらいいのかとか、すごく試行錯誤しているところではあります。一度、市役所の方からそういった市の取組を聞かせていただく機会があったんですけどもとても勉強になりましたし、やっぱりなかなかインターネットで市のホームページに入って知り得る情報ってすごく、ちょっと取り方難しかったりもするんですけども、取れてなかったなというのも思いましたし、やっぱりそういったことをもう少し事業所であったりとか、市民向けにとか何か周知していくと、何かこちらもすごく安心するといいますか。とてもいろんなことをされてるんだなと、そのときに感じましたので、何かやっぱりそういったことをこちらもしっかり情報取っていきながら、考えていかないといけないなって感じたところもあったんですけども、なかなかそういったことを日々業務の中だったり、の中で十分時間が割けてなかったりするのがこちらの課題でもあるんですが、やはりそうやっていろんな市の方であっ

	たりとか、いろんな方とそういった災害のことをお話できた機会とか、できる機会があればこちらもまたすごくいろんなことを、また、事業所であったりとか、市民としても考えていけるのかなと思いましたので、今後いろんな避難訓練も含めてだと思いうんですけども、取組をされるということで、何かもうこんなことがありますとかがもしあれば教えていただけたらと思いうんですが、なければいろんなこと、また、期待しておりますという感じになります。
事務局（井上課長）	ありがとうございます。障害福祉課の井上です。 防災施策に関しましては、こちらに記載させていただいてる内容というのは現段階では限られているのですけれども、いろんなところから御意見、御要望をいただいておりますので、この災害時の要配慮者の方に対する支援というのは市全体といたしましても非常に大きい課題だと捉えておりますので、庁内横断的に今検討をいたしておりますのでございまして、また、どこかの時点で皆様に説明させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
中西会長	ありがとうございます。 太田委員、どうぞ。
太田委員	防災に関連してというところで、先ほどと、同じく17ページの福祉避難所のところ。一般避難所と福祉避難所のところに関連してなんですが、事業所連絡会でも、これまで茨木市や高齢の事業所連絡会とも一緒に検討する中で、例えば小学校の体育館とかが一次避難所になってたら、ハートフルは二次避難所ということに以前はなってたと思いうんです。それではやっぱり困ると、本当に大規模災害が起きたときに障害者が、じゃあ、一般のね。一次避難体育館とかに行って受け入れられるわけがないという、それは現実的ではないということで、直接このハートフルに避難できるようにということも提言をしてきたという経緯があるんですが、今、ハートフルは一次避難所になってるということなんですね。なってない、なってない、ちょっとさっき下でハートフルの人に確認したら、2年前から一次避難所になったと聞いたんであれと思ったんですけど、今も二次避難所ですか。 そうなんだ。はい、ということだったら、そのあたりを今も言ったように、その障害のある人、大規模災害のときには、いわゆる一次避難所に避難するというのは難しいんです。多くの人がそこに駆け込んでくる中で配慮のいる人がね。うち北部地震のときもそういう方支援したりしたんですけど、その小学校の体育館では、やっぱり持たなかったんです。自分ところの事業所で避難を支援したりという対応したんですけども、やっぱりそういうこのハートフルですとか、そういったところに直接避難できるようなことが必要だと思っておりますので、

	今、市の内部でもいろいろと検討していただいていると思うんですけども、そのあたりをよろしくお願ひしたいなと思っています。
中西会長	ありがとうございました。 ほか委員からはないでしょうか。何かありましたらどうぞ、高田委員、どうぞ。
高田委員	民生委員の高田です。 民生委員のほうでも地域の方身近におりますので、障害者の方、それから高齢者も含めてですけども、要支援者に関しては、日頃からこういう方がおられるというのは皆さん訪問していただいたりだとか、そんなふうにはお願いしてるんですけども、福祉避難所のほうもCSWさんとか、それから福祉避難所になるようなところも情報をいただくようにはお願いはしてるんですけども、なかなかそこまでずっと手が回らなくて北部地震のときも、やはり高齢者の方と高齢者の世帯と、最後になってしまうんです。私たちが要支援の障害を持っておられる方になってしまうので、なかなかその身近に障害を持っておられる方と接する機会が少ないもんですから、つつい身近にいてる障害、高齢者の方とかになってしまうんですけども、今は民生のほうも障害を持っておられる方を、自分たちが把握して、安威川の周りから要支援者名簿をつくっていくということなので、また、そっち側の民生も協力させてもらうようにはして、今ちょっとずつですけども民生のほうも障害を持っておられる方の名簿を活用していくということを今考えてます。
中西会長	ありがとうございます。 委員のほうからほかに御意見ございませんか、御質問とか、富澤委員、どうぞ。
富澤委員	富澤です。 質問、項目が幾つかの項目にまたがってしまうんですけども、今までのほかの質問との流れから先にお尋ねしたいのが、基本目標の4番のところで、基本目標4番って大きなそもそも目標自体が、一人ひとりの権利が尊重される障害者計画ですので、障害者のということもあると思いますし、もちろん、これは地域住民も含めてということになるのかなと思っています。 その中の項目の中で②の障害者差別解消に向けての地域全体での対応力向上という項目、これについてCの評価がついていることと、あと次、施策は変わってしまうんですけども、次の13ページの意思決定支援の促進というところなんです。この項目Dという項目になっているかと思っています。多分それぞれの項目の中でこういうことを達成していくという内容は違いがあるかと思うんですけども、ここまでの皆様の質

問とかを少し聞いていると、やはり障害理解というところ、そのベースにどういうことを障害理解として思っているのかなというところが、やはり障害者の方にこういうふうを用意しないといけないんだというところで、もちろん施策とかを展開するということは分かるんですけども、一方で、やはり地域住民も含めて例えば災害のときであれば、やはり私たち障害のない人も避難するし、障害のある方も避難する。その中でどういうふうに協働していくのか、一緒に過ごしていくのかというところから考えていくと、やはりこの障害理解に関する教育という部分が非常にベースとして大事、大切なことかなと思います。なので、この取組については、施策4の障害理解教育の促進ということで十分に取組がなされているという、Aという評価がついてますので、それなりに進めていただいている部分があるかと思うんですけども、やはりより一層推進していくことが必要ではないかと思います。

その点で1点質問になりますが、意思決定支援の促進というところ、この項目、多分障害者に対してということでDがつくのかなと思うんですけども、例えばですけども、高齢者の領域とかでも、こういった取組されてると思うんですけども、ここでは障害福祉課の方からお答えというのは難しいかもしれないんですけども、そういったほかのところではされている取組とも何か共同する形で、少しスピードアップして取り組んでいただくことができないのかなということが、まず質問として1点あります。

すみません。話題は変わってしまうんですけども、もう一点質問としては、項目も変わってしまうんですけども、基本目標の1と2に関連する部分で、基本目標1のところ、こちらでも障害者に関わる地域共生社会の実現のために出前講座をしたりとかして障害理解についての取組をされているということなどもあったり、この中では、その特に障害、どの障害という書き方はしてないかと思うんですけども、主に書いている内容を見ると、やはり身体障害、知的障害が中心になるのかなと思います。そういったところから考えると、精神障害の方についての部分がどうなのかというところが少し気になりました。というのは、基本目標の2というところの中で、例えば精神障害者の方の相談を多分多くこれまで受けてきたと思われる。菜の花障害者相談支援センターが基幹相談支援センターの位置づけから外れたことによる影響等を、今後検討するという項目などもあったりとかしてますので、少しこの点については地域共生社会の中で精神障害者の施策についてどのような現状なのか、そして、このあたりから現状どのように対応していこうと思われているのかというあたりを、可能な範囲でお答えいただけたらと思います。

	すみません。長くなりました。
中西会長	ありがとうございます。 事務局からいかがでしょうか。
事務局（刈込主幹）	障害福祉課認定給付グループの刈込です。よろしくお願いします。 意思決定支援についての促進Dということなんですけれど、これのもとと研修とかができればいいなと思ってたんですが、それをするのが昨年度できておりませんでしたので、Dという評価をつけさせていただいています。ただ一方で個別の、いわゆるそのサービスを利用しに行きたい、利用したいという方が来られたとき等、個別ケースとしてしっかりその専門職が導入面談のところで意思決定支援、いわゆるしっかりとした説明、選択肢の提示でありますとか、本人の同意、事項決定ができるようにというところの支援はしっかりした上で申請受理を受け付けていますので、それは適宜適切に進めて行っております。今後はそこら辺がよりしっかり毎年、毎年、これやっていかないと、意識していかないといけないことだとは思いますので、職員による研修であるとか、また、事業所さんとの連携しながらの研修等々をまた検討していきたいなと考えております。よろしくお願いします。
事務局（井上課長）	ありがとうございます。障害福祉課の井上です。 こちらに意思決定支援の項目を入れさせていただいている背景といたしましては、国が意思決定ガイドラインを出しております。お話の中にも出てきた高齢者のことについても、これも国が意思決定のガイドラインを出している。比較すると、やはりそれぞれ障害者、高齢者と違うということを踏まえて、私どもとしても、まずは障害のある方、特に意思決定が必要な方、そういった方というのは多くサービスを受けておられますので、まず、そこに対応する市の職員、事業者の職員の方に対して、この国のガイドラインの周知を図っていくというところを重点的に図ってまいりたいと考えております。令和6年度の報酬改定の中でも、事業所の運営基準の中、あるいは報酬基準の中にも、この意思決定支援のガイドラインを理解しているということを前提としたサービス提供を行うということを、国もかなり令和6年の報酬改定で打ち出してきているということもございます。我々としても障害のある方の自己決定しっかり支援をしていくという考えでございます。 あと、差別解消についてのお話だったのですが、これは去年度差別解消協議会がともしび園の事故の関係もありまして年2回開催するべきところを1回しか開催ができなかったと、かなり活発に意見交換が行われている協議会でございますが、1回しか開催ができなかったと

	ということで、こういった評価をつけさせていただいているという状況です。
事務局（佐原参事）	最後に御意見をいただきました。精神障害者の方に対する対応についてでございます。 まず、障害理解の促進という点で申しますと、基本目標1で様々な取組を行っております。障害理解の促進に最も寄与する手法としては、障害をお持ちの方も、そうでない方も一緒に交流をしながら何か取組を進めていく、一緒に活動していくということが最も効果的な手法ではないかという視点で取り組んでおります。その交流の取組には身体、知的、精神、難病という障害種別もありますけれども、それらを分け隔てることなく、その交流事業の取組を推進しているという状況でございます。 菜の花相談支援センターのお話もいただきました。現在、確かに基幹相談支援センターという位置づけからは外れているんですけれども、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進であったり、例えば、その菜の花障害支援センターにつきましては、地域活動支援センターⅠ型事業というのを別途委託しております。そういったような観点から、引き続き重要な連携機関の一つであると考えておりますので、様々な手法を用いながら、引き続き精神障害者の方に関する取組を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございました。 ほか委員からよろしいですか。 小西委員、どうぞ。
小西委員	すみません。7ページの特別な支援が必要な障害児に対する支援体制などについてのところで、3つほど質問させていただきたいんですが、1つ目、一番上の医療的ケア児のことをちらっと触れられてると思うんですけども、私が聞いた話で、令和4年度から医療的ケア児のために、給食の時間の介助をするために、その給食の時間だけ医療ケア児のために看護師さんを雇うという施策を始められたというのを聞いているんです。ただ、その年度の途中か、次の年度に聞いたときは3名それで採用したけれども、うち2名が辞められてしまったと年度の途中か、年度のタイミングか、そこまで聞いていなかったんですけども、それは報酬の問題であったのが大きかったということを聞いています。どうしても勤務時間が短いので、結局報酬が少なくなってしまうというところでちょっと差異が生じたと聞いていまして、その後どういうふうになったかなというのが私のほうでも、周りの方に聞いても、いや、その給食のことって結局、どうしてるのか聞いてないんだけど、結局ペーストにするとか、二次調理のための方を市のほうで

	雇っていただいてというのをやっていただいたと思うんですけども、その施策が今現在どうなってるのかなというのが1点と、2点目が、障害のある児童・生徒に対する小中学校の教育の充実というところですけども、研修を数多くしていただいているんだという印象があるんですけども、研修ってやっぱり先生方すごく時間を割かれてしまうと思うんです。実際に、その周りの小学校の児童がいる、その支援級の保護者さんとかいろいろ聞いてみたら、ツールとかが各学校によって全然違ってきます。先生、それ本当に各学校で先生方がつくっていただいているツールだったりとかがすごく充実してる場所もあれば、いや、そういうツールがあることも知らないで、それがほしいんだったら御自分でつくって持ってきてくださいって言う学校だったりとか、研修とか、ソフト面というのももちろん重要だと思うんですけども、そういうハード面に関する情報共有、例えば斜面台だったりとか、椅子や机の、何て言うんでしょうね。天板や椅子の形状だったりというのも、今、正直その各保護者が藍野療育園さんかなり頼ってるんですけども、そこで情報を仕入れて、でも、これが持ち込めるのかどうかとか、学校にこの机があるのかどうかというのを本当に個別で確認をしていってる状況なんですけども、学校によってはそれは、そういうのはうち扱ってないんでって言われることもあったりとかするので、何か研修、ソフト面の研修もそうなんですけども、そのハード面のツール類の共有みたいなのが何か手軽にできるような、何か工夫とかしていただけたらうれしいなというのが1点です。 あと3点目が、ここの、そうですね。2番の障害のある児童・生徒に対するところで、助言のほう支援学校からもいただいているとあるんですけども、こちら先ほどと同じく茨木支援学校のみになるんでしょうか。高槻支援や摂津支援といったところ、身障の子供は、小学校は茨木支援に行ってますけども、知的の子は高槻か摂津に行かれてると思うので、その辺のところの助言が、この令和6年度の実施件数の中で含まれているのか。ちなみにうちも、令和あれ何年度かな、相談したことがあるんですけど、そのときは茨木支援からの助言ということ聞いていました。 以上3点です。
中西会長	事務局お願いします。
事務局（佐原参事）	御意見ありがとうございます。 7ページの記載について、給食の介助員のその後、それからもう一つが、学校ごとにそのハード面であったり、合理的配慮の提供に関する対応に少し差異が見られるという御指摘、それから最後、支援学校

	というのはどこを指して連携をされておられるのかという、この3つの御質問であったと捉えております。 今回、初めて障害者計画の報告をさせていただいておりますが、いただいたご意見は学校、教育委員会の範疇になっており、今回、教育委員会からの職員の参加は行っておらず、いただいた御質問につきましては、次回、分科会でお示しさせていただきたいと思います。また、この障害分科会でも学校現場における取組というのも様々ありますので、教育委員会と協議しながら、教育委員会の職員につきましても参加をいただきお答えできるように、次回からは準備をしていきたいと思っています。 御意見ありがとうございます。
中西会長	よろしいですかね。 そうしましたら、特に委員の皆さんから御質問とか、大丈夫でしょうか。よろしいですか。 太田委員、どうぞ。
太田委員	12ページの下のところです。権利擁護の推進のところですけども、この権利擁護ってさっきの差別解消のこととかにも関わることで大事なことですし、意思決定支援の話も出てましたけれども、事業所連絡会でも昨年度意思決定支援の研修会を実施しましたし、また、今年度も予定してるんですが、なかなか意思決定支援、国が言うように進めるべきですけどもとても難しさがあるというところで、また、皆さんとも一緒に考えていきたいと思っています。 ここで下のほうに、権利擁護に係る事務に従事する職員体制や技能向上などが課題となっている。利用者の再アセスメントを進め、権利擁護に係る制度的確な適用と同事業の待機者解消に努める必要があると書かれてまして、ちょっと意味が分かりにくいと思ったんですが、ここの権利擁護というのはあれですかね。社協がやってるこの金銭管理の支援の日常生活自立支援事業のことを指してるんですかね。そのあたりがちょっと分かりにくかったんで。
事務局（肥塚副理事）	ありがとうございます。地域福祉課の肥塚です。 そうですね。基本的にはここ書かせていただいている内容は、社会福祉協議会が設置してます「権利擁護相談センターいばらき」の話になります。社会福祉協議会の「権利擁護相談センターいばらき」が実施している中では、委員がおっしゃるように日事（日常生活自立支援事業）の生活支援のことと、あと、それ以外でも何か高齢者や障害者の方で、これから生活していくのに例えば認知症が重くなったりとかして、なかなか先行きが不安だなという相談を受け付けますよというところの支援をさせていただいてます。その相談を受ける中で体制とし

	ても、まだ十分ではない部分があるので、このような言いぶりをさせていただいているところです。
太田委員	ありがとうございます。 ちょっと今もね。日事って略されたかと思うんですけども、これよく分かってる人は分かるのかもしれないですけど、なかなか一般の人には分からないですよ。だから、そういうもう少し分かりやすく書いてもらったほうがいいのかなというところで、あともう一つは、やっぱり権利擁護というどうしても金銭管理とか、財産管理とか、成年後見制度とか、この社協の金銭管理の支援とか、こういったところに限定的に捉えてしまうんですけど、本当はこの障害者の権利擁護というのはもっと幅の広い障害者の権利を守る、差別解消とか、そういうところにもつながってくるような、そういう意味合いだということも踏まえて権利擁護という言葉を使っていたきたいですし、取り組んでもらいたいと思っています。これは意見としてです。 ついでに、すみません。もう一点だけ細かいところなんですけど、どこやったかな。19ページの一番上のところなんですけども、ここでインターバルというふうに使われてるんです。これも意味が分からないんですよ。例えば、令和6年度の実施内容のところでは、インターバルの実施によりとか、インターバルを実施しとかなってるんです。令和7年度でもインターバルとなってるんですけど、これ分かりませんよね。相談支援の人とかは辛うじて分かるかもしれないですけど、これ何のことかなみたいな話なんで、やっぱりもうちょっと分かりやすいようにしてもらったほうがいいと思います。 以上です。
中西会長	ちなみに、インターバルというのは何か御説明があってもいいかなと思うんですけど、いかがですかね。
事務局（刈込主幹）	障害福祉課認定給付グループの刈込です。 確かにそのインターバルという表現だけ取ると、なかなか一般には分かりにくいんですが、大阪府のやっている相談支援事業所向けのその研修で、その研修の中で合間にインターバルが、まず、大阪府のほうで研修が行われて、その間に市町村とかに行って実地で研修するんです。その後にもた帰って大阪府で研修するんです。なので、その間隔という意味でインターバルと呼んでいるのか、その由来については定かではないんですけども、インターバルという名称を大阪府のほうで使われているということなんです。実際は実地での、実際、茨木市の市役所に来て、いわゆる計画相談の質の向上のための支援を受けたりとか、アドバイスを受けていたりという内容が、インターバル研修の中で行われているという形になっております。

太田委員	今聞いただけでも難しいですけども、要するにね。そういうの分かりにくいじゃないですか。だから一般に、普通にこれ読んで理解できるようにしないと、大阪府がこのインターバルというので、こういう意味があるんだとか言われても、それはちょっと分からないですからね。
事務局（井上課長）	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり確かに専門用語はたくさん入っていて、しかも、そこに支援学校のお話もございましたね。この辺の固有名詞の略称、略語になってしまっている部分というのは、確かに散見されます。私どもとしても御指摘踏まえまして、資料の作成等を改善してまいりたいと思います。ありがとうございます。
中西会長	ありがとうございました。 いいんですかね。委員の皆さんからよろしいでしょうか。やはり障害理解とか、とても重要なことになってくるのは、非常に根幹として意見が交わされると思いますので、そのあたりです。僕、就労事業所の説明が1000社に送って、事業所に送って13社の人に、受けておられないとか結構ショックで、もっと、事業所の方も来ていただいて、これからすごい合理的配慮とか問われてくる時代なんで、このあたりもっと受けてもらいたいなと思ったりしました。 時間も迫っておりますので、次の議題に進みますけどもよろしいでしょうか。よろしくお願いします。 ちょっと時間も超えてますけれども、次に議題3に移りたいと思います。「障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の取組状況等について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（佐原参事）	議題3について御説明いたします。引き続き佐原から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 資料3を御覧ください。説明に入ります前に、申し訳ありません、1点資料の修正をお願いいたします。13ページを御覧ください。 上段の表中、一番左側に障害区分欄がございます。その障害区分欄に上から身体、知的、精神、障害児というふうに並んでおりますけれども、そのうち障害、精神障害者の欄のうち、真ん中のあたり、令和7年度欄に509という数値が記載されております。この数値は、正しくは246となります。おわび申し上げますとともに、資料の修正をお願いいたします。 それでは、説明に入りたいと思います。 1ページを御覧ください。障害福祉計画では、それぞれの取組につきまして成果目標と活動目標を掲げており、1ページから7ページまでが成果目標、8ページ以降に障害福祉サービス等の活動目標を掲げ

て、指標を掲げております。時間の関係上、特徴的な部分を抜粋して説明させていただきます。

2 ページを御覧ください。3、地域生活支援の充実でございます。こちらにつきましては地域生活支援拠点事業等についてでございますけれども、記載の内容に加え、令和6年度に加算を伴う事業実施に向けた検討を行い、この4月から議題1でも説明させていただきましたけれども、この4月から運用を開始しておりますことを補足させていただきます。

3 ページを御覧ください。4番、福祉施設から一般就労への移行についてでございます。5ページにかけまして幾つかの項目がございますが、一部項目につきましては現在大阪府による集計中でございますので、次回、分科会で報告させていただきます。

5 ページを御覧ください。この項目の中における就労支援のネットワーク強化の目標値についてでございますが、本市の指定管理施設であります。かしの木園の自主事業として、市内事業者に対する障害者雇用の促進に関する事業を実施しているという状況でございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。6番、計画相談支援体制の充実につきましては、計画相談の利用率向上、本市の重要課題と位置づけておりますが、独自補助制度の効果もあり順調に伸びております。今後も引き続き目標達成に向け取組を進めることといたします。

続きまして、8 ページからの活動についての状況でございます。

9 ページを御覧ください。短期入所につきましては、直近3年の実績が伸びており、今後も増加が見込まれます。引き続き、地域生活支援拠点事業等に関する検討を進める必要があると考えております。

10ページを御覧ください。日中活動系サービスにつきましては、各サービスともおおむね見込み量を上回る実績となっており、中でも就労継続支援A型及びB型の増加率が高いという状況が確認できます。

続きまして、13ページを御覧ください。相談支援につきましては、昨年度と比較し計画相談利用率が全体として3.8ポイント伸びており、また、地域移行支援につきましては継続ケースを含む2件の実績がございました。

続きまして、20ページを御覧ください。移動支援でございます。移動支援につきましては、サービスの利用人数、時間とともに増加傾向であり、今後も外出や社会参加ニーズが高まっている様子がうかがえることから、引き続きガイドヘルパーの養成を進める必要があるものと考えております。

続きまして、21ページを御覧ください。上段の地域活動支援センターにつきましては、Ⅰ型、Ⅱ型につきましてはおおむね見込み量と同

	水準で推移しておりますが、一方で、Ⅲ型につきましては、見込み量を下回っております。 下段のその他事業につきましては、訪問入浴サービスは見込み量どおりの水準となっておりますが、日中一時支援、本市では日帰りショートステイと呼んでいる事業となります。こちらの事業につきましては見込み量を下回る状況となっております。議題1でも少し御報告させていただいたとおり、これはニーズが減っているというのではなく、サービス提供基盤の不足によるものと捉えており、この4月から報酬の全額改定を行ったところでございます。 また、日中一時支援事業につきましては、夕方から夜間にかけてのサービスとなりますが、令和6年度の報酬改定におきまして、生活介護事業の報酬においてサービス提供時間に応じた評価が導入されております。生活介護事業所において長時間介護が提供しやすい環境が整備されたことから、各事業所において制度活用の拡大が求められると考えております。 続きまして、障害児計画について御報告させていただきます。
事務局（角谷代理）	それでは、障害児計画（第3期）の取組について御説明をさせていただきます。 資料、同じく3の22ページを御覧ください。まず、1、成果目標につきましては、おおむね目標値を満たしておりますが、3にあります重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスにつきましては、事業所の閉鎖もあり目標を下回っております。 また、1にあります児童発達支援センターにつきましては、児童福祉法の改正により従来ありました、福祉型と医療型が一体化されておりますので、本計画から目標も、児童発達支援センターと一つの区分に一本化させていただいております。 次に、活動指標になっております。資料24ページを御覧ください。1番の障害児通所支援につきましては、児童発達支援や放課後デイサービス、保育所等訪問支援については、申請者の増加に伴い利用者は増加しております。 また、2の相談支援につきましては、相談支援専門員の不足等により誰もが利用できる状況には至っていない状況です。 続きまして、25ページの発達障害児等に対する支援につきましては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポートを行い、参加者からは、子供の理解が深まったや、将来の子育ての見通しや精神的な安定につながったとの評価をいただいております。 最後に4番、通学支援につきましては、利用人数は減少しておりますが、1人当たりの利用時間は増加傾向にあります。

	以上となります。
中西会長	ありがとうございました。 そうしましたら、議題３です。障害福祉計画（第７期）の取組状況について委員の皆様から御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。 太田委員、どうぞ。
太田委員	佐藤さん、先にどうぞ。
中西会長	どうぞ。
佐藤委員	いいですか。すみません。 就労支援Ａ型とＢ型のことでお聞きしたいんですけど、視覚障害者はやはり自分で歩行ができない方がたくさんいますので、就労支援Ａ型に行くには、同行援護を利用していきたいと思っているんですけど、Ａ型に関しては同行援護が使えない、ガイドヘルパーさんで仕事をしに行くことはできないんです。茨木市の場合は、それで視覚障害者も今現在、やっぱりこの不景気の中働きたいという方がたくさんいるんですけどＡ型に行くのはガイドさんも利用できない。それにＡ型に行くためには集合場所に集まってバスか何かに乗って、そのＡ型の作業所に行く内容になっているんです。私も一度Ａ型に行きたいと思ったことがあったんですけど、自分で歩行できないためにＡ型には行けなかったんです。今、Ｂ型は送迎というサービスがあるので、家から作業所まで連れていっていただけるのでＢ型に行ってるんですけど、今後、その視覚障害者もＡ型で働けるような内容を考えていただきたいのと、当然、Ａ型のほうが工賃もいいので何か考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。
中西会長	事務局からいかがでしょうかね。
事務局（刈込主幹）	障害福祉課認定給付グループの刈込です。よろしくお願いします。 まだ、この国の給付の中でのＡ型の通所については、行く経路について現状においては認めるという形には仕組み上なっておりません。ただ一方で、経済活動に係る利用については重度障害者の就業支援という地域生活支援事業の中での事業というものもありまして、その中で認められるかどうかというところにつきましては、今後この事業を実施するかどうかも含めて他市の状況等を踏まえ研究検討していきたいと考えております。
佐藤委員	分かりました。検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

中西会長	太田委員、どうぞ。
太田委員	1 ページの最初のところです。施設からの地域移行というところ、ここは毎回課題として続いているところになります。施設から地域に移行して入所施設の人を少なくしていくという目標が、実際には入所施設の人が増えていってると、これずっと遡って見たらどんどん増えていってるんです。一向に減っていないというところで、どうしたらいいのかというのもあるんですけど、まず現状についてもう少し詳しく教えてもらいたいと思っています。 まず、上の福祉施設の入所者の地域移行者数、目標値と実績の令和6年度末までの地域移行者数Bのところは4人となっています。4人の人が地域移行したということですが、この4人はどこの市の施設からどこに移行されたのかというところです。例えばグループホームに行ったのかとか、場合によってはお亡くなりになった方も入ってるのかとか、そういったところ全く見えないので、今後検討するにもどう考えていいのか分からないということを思いました。 下のほうの施設入所者数の削減数の目標値と実績、こちらも実際に、この入所者が増えたとか、じゃあ、この増えた入所者というのは、どこの市の施設の入所が増えたのか、その理由はこういった理由だったのかというところ、もう少し具体的に、まず実態を把握した上で今後どう取り組んでいったらいいのかということを検討する必要があるのかなと思いましたので教えてください。
事務局（刈込主幹）	障害福祉課認定給付グループの刈込です。 御質問があった上段のお話につきましては亡くなった方、これは含まれておりません。下段につきましては一方で含まれている数を全て入れているという形になっております。 まず、地域移行の4人ということですがけれども、これ令和5年、令和6年に、それぞれ2名ずつ地域移行されておまして、その内訳につきましては障害種別でいいますと身体障害者2名、精神障害者1名、知的障害者1名という内訳となっております。施設の所在地、地域移行を果たした市につきましては把握しておりません。 次に、地域移行を果たした数については、下段については、先ほどと同様になるんですけども、令和5年度の削減数のうち令和5年の地域移行数は2名、お亡くなりになられた方は3名おられます。退所、つまり削減数につきましては5名という内訳になります。ただし、施設入所者自体は令和5年度に2名増となっております。令和6年度の削減数につきましては、令和6年の地域移行数は2名、亡くなられた方は3名、同様、令和5年と同様に5名削減数となっております。た

	だし、施設入所者自体は令和5年、6年度は増減なしという形になっております。ちょっと年度に渡ってしまったんですけども、すみません。削減数のマイナス2、つまり2増という形になるんですけども、新規利用者との差し引きで増という形になっております。地域移行を果たした4名を含む退所者につきましては、この2年間で10人になりますが、そのうち6人はお亡くなりになっていることに伴う退所となっております。 以上です。
太田委員	ありがとうございます。 こちらの下の方ほどこの施設の入所が増えたのというのも分からないですかね。
事務局（刈込主幹）	そうですね。地域移行を果たしたところを含め把握はしておりません。ただ、先ほどの補足になるんですけど、地域移行をした方については退所後の居住の場は家庭復帰、自宅となっております。
太田委員	ありがとうございます。 このあたりをやっぱりね。もう少し具体的に見ていかないと茨木市の援護をしている障害のある人は、茨木市の施設以外のところにもたくさんいてはると、じゃあ、よその市の施設からよその市に地域移行が進んだということ、相談支援の人で遠くの支援まで行ってる方もいるけれども、よその市が頑張って地域移行を進めたという話であったりもするわけです。その場合、茨木市の施設で茨木市がどういうふうに取り組んだかというようなこととか、そういうのをもっと具体的に現状をまず把握しないことには、じゃあ、どうやって地域移行を進めるかというところに全く行かないと思うんですよ。だから、そのあたりをまずはしっかり現状把握をするところからお願いしたいと思います。今後、またそういったところを具体的にこの場でも分かるようにしてもらいたいですし、また、地域移行、地域定着部会でも、そういったところを具体的に取り組んでももらいたいと思っています。 ちょっと時間が押してるんで、これぐらいにしておきます。
中西会長	太田委員、どうぞ。
太田委員	いいですよ。ほかにもしゃべってない人もね。
中西会長	分かりました。 ほか委員の皆様から御意見ございますか。どうでしょうか。御質問等はありますか。ないですか。
太田委員	ないんであれば。

中西会長	ないんであれば太田委員言ったらいいんじゃないですか。
太田委員	あるんやったら。
中西会長	なかったです。
太田委員	ちょっと地域移行の話をしましたけれども、この入所施設から地域への移行というときに、やっぱり大事になるのが福祉の先進国で施設をなくしていったところたくさんあります。そこではパーソナルアシスタンスという、日本の国で言うと一番近い制度が重度訪問介護という制度なんです。この制度がいわゆる強度行動障害の人が海外では多数使って、地域移行が実現しているという実態があるということなんです。そういうところでは、この茨木市でも重度訪問介護をしっかりと広げていってほしい、特に強度行動障害のある、知的障害のある人について広げていくということが必要だと思っています。 ページで言うと11ページ、11ページの居住系サービスの下の現状分析のところ、グループホームの整備に当たっては計画相談支援の充実や地域生活支援拠点の機能整備によって、どこで暮らしたいかという希望を反映できるとともに、重度の障害のある方の選択肢となれるよう検討を進めていく必要がありますと、これはすごく大事なことだと思います。ただ、なかなか強度行動障害のある人がグループホームで受け入れてもらえないというのが実態なんです。茨木市もグループホーム大分増えてきてますけれども、やっぱり強度行動障害のある人が本当行けませんよね。というのが現実です。そのときにやっぱり重度訪問介護が必要になるんです。 9ページを見てください。9ページに訪問系サービスの現状分析、上のところです。あります。以前ここの訪問系の現状分析がなかったんです。短期入所とひとくくりにまとめられてたんですが、それ入れてもらったのはよかったんですが、この居住のところの現状分析と比べてあまりにも簡単にまとまっています。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、先ほど話もありましたけれども、本来、これそれぞれの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、それぞれ行動援護もちゃんと現状分析を書いてほしいなと思います。しっかりとまずは現状分析で、先ほど言ったグループホームのところでどこで暮らしたいかということ、しっかりと重度の障害のある方の選択肢となれるよう検討を進めていく、これを重度訪問介護のところにも入れてほしいなと思います。重度訪問介護というのはそういう制度になっております。 以上、よろしくお願いします。

中西会長	ありがとうございます。 事務局から何か御意見とか特にいいですか。よろしいですか。 分かりました。ほかに委員から御意見とかございますか。 富澤委員、どうぞ。
富澤委員	時間も押しているということなので、簡潔に意見ということでお伝えします。 先ほど佐藤委員からも少しお話の中であつたと思うんですけども、やはり、例えばA型を利用したいけど、やっぱり状況を考慮してB型を利用するみたいな形、このあたりも今日ずっと出てますけども、やはり望んでいるところに利用するというこつて生活の質を高めていくというところでは、非常に重要なことかなと思います。 そして一方で、そのあたりは障害のある方の希望というところではあるんですけども、一方で、最近やはり社会状況を見てますと、やはり事業者側がどうなってるかというところでは、A型は少し新規参入が減少してきているようなことも聞いたり、逆にB型はこれでもかというぐらい増加してきているような、特に都市部においては非常に、はっきり表現すれば福祉という発想が全くないような事業者がどんどん参入しているということも聞いています。やはり、そのあたり茨木市さんも非常に都会、都心のアクセスがいい地域になりますので、事業所の数が増えるとか、そういう利用が増えるというところからは見えない部分にはなるかと思うんですけども、単に数が増えたらいいというところではなくて、今度はさらに、その利用している人たちの満足であつたり、その実際、事業者の質というところでは、やはり事業者の質というところをなぜ問うかという、そのあたりにお金もかかってきているということですから、やはり年々障害のある方が社会参加していく中で非常にこのたくさんのお金もかかっている。そういう中で、せっかく社会参加していったのに、その場所でやや本人の望まないような過ごし方をさせられるところにつながっていくというところでは、非常にそういったことを、私たちがそういったところに加担していくのもよくないと思いますので、ぜひ必要なサービスの確保、そして利用ともに、やはり事業者側の、そこに参入してくる事業者側についても苦情解決というところに、例えば何らかの形で上がってくれば積極的に動いていただくということなどもしていただくことをお願いしたいと思います。 以上です。
中西会長	ありがとうございます。 特によろしいですか、事務局から何か御意見とかいいですかね。いいですかね。ありがとうございます。

	何か委員の皆さんプレッシャーみたいに時間押してる、押してるみたいな感じで言いまして、誠に申し訳ございませんけれども、議題3に関してよろしいでしょうか。 そうしましたら、次の議題にいきたいと思います。次に議題4です。「茨木市立障害福祉センターハートフルの学童保育室の使用について」です。事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
事務局（藪内課長）	では、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。学童保育課の藪内でございます。 では、資料に従いまして説明させていただきます。資料4がお手元に配られているかと思しますので、御覧いただければと思います。 茨木小学校学童保育室のハートフルの借用ということで、今年の4月から借用させていただいております。この借用に至った経緯を含めまして、現状、また今後の運営等について報告させていただきます。 まず、借用に至る経緯についてです。現在、茨木小学校の学童保育室は1クラス45名以内ということで、6クラス編成で合計243名のお子様をお預かりしております。メインが1年生から3年生までですが、4年生、5年生、6年生では支援級在級の児童もいらっしゃいます。この茨木小学校ですが、学童保育の在籍児童が年々増加しておりまして、また、児童数も増加しております。この増加につきましては今後も当面続くものと推計しているところです。市内全体ですが、35人学級というのが今推進されております。それに伴いまして支援学級の在籍児童数もかなり増加しているということで、各学校は余裕教室というのがほぼなくなっている、不足しているという傾向にございます。 特に、この茨木小学校につきましては、それが顕著でありまして小学校区内で学童保育内の専用教室を、全てのクラスで配置することが現在困難になっております。現在6クラス中2クラスについてのみ学校内の専用教室をお借りしておりますが、残りの4クラスについては、ハートフルを含めまして学校内の特別教室やプール更衣室等借りて、今現在保育しているという状況になっております。 借用までの準備手続等についてですが、茨木小学校から近隣で児童が安全に移動できて、かつ安心して保育ができる環境という場を昨年度から探しておりまして、こちらハートフルの諸室が借用できるかもということで候補に挙がってまいりました。こちらの施設の指定管理者様である大阪府障害福祉事業団さんと障害福祉課と事前協議を重ねた結果、一部の諸室であれば目的外利用として借用検討が可能となったところが導入部分です。借用検討に当たりましては、ハートフルの

	利用団体様への説明、意見交換等を実施させていただきまして、そこで出てきた課題等整理を行った上で借用手続に入りました。 説明会は、昨年10月15日、午後2時から3時30分まで、こちらのハートフルで実施させていただきました。参加者としては主催者側ということで障害福祉課と学童保育課、そしてハートフルの利用団体様に来ていただきまして、約7割程度の方が参加いただいたと聞いております。 その中で意見交換等させていただく中では、3つの課題が浮き彫りになってまいりました。まず1点目が、当事者や施設利用者の方々と接するときの安全性の確保、2点目が子供たちへの障害者理解及び安全な保育のための学習機会の確保、3点目が感染症に対する対応という、この3つの課題です。この課題につきましては持ち帰らせていただいて、課内及び障害福祉課とも協議をして、それらの課題への対応策ということで、令和6年12月13日にハートフルの一部目的外利用についてという通知を、ハートフルの全利用団体様宛てに発出させていただきました。実際の手続につきましては行政財産の目的外使用ということで、庁内的な事務手続として、学童保育課から障害福祉課に行政財産の目的外使用の申請を行いまして、承認をいただきました。 現在、こちらハートフルで承認させていただいている内容ですが、まず、借用場所といたしましては、3階の多目的室、交流室、調理室と、この3つになります。使用といたしまして月曜日と火曜日が交流室、水曜日が調理室、木曜日と金曜日が多目的室ということで、3階の中で曜日間での交代でお部屋を借りているということになっております。使用の目的としては学童保育で使用させていただくということで、該当クラスは白組が利用する部屋ということになっております。また、対象児童はおおむね45名ということになっております。使用期間といたしましては今年の4月1日から令和10年3月末までということで、3か年ということで承認いただいております。 この4月から運営してまいりましたが、その状況についてご報告させていただきます。通常指導員は、1クラス当たり2名で配置しておりますが、ハートフルでは常時4名体制で、2名加配いたしまして体制を組んでおります。また、学校とハートフルの間の通退室につきましても、横断歩道を渡るということがございますので交通見守り員を配置いたしまして、安全に配慮して通退室対応しているところです。 先ほど申しましたとおり、曜日によってお部屋が変わるという関係上、保育室の準備に時間を要するということから、学童保育課から応援等を行い、今は円滑に運営しております。施設への入退館につきましては、自動ドアやエレベーターは一切使わずに自動ドア横の勝手口
--	---

	から入退館し、階段を利用させていただいて、施設の利用者の方々と接触を極力避けるよう努めております。現在まで接触した等のトラブルは今のところ聞いておりません。保護者の方々からは、公共施設であるという環境面ですごく安心感があると、また、障害者の方のための施設ということで、少しでも児童の学びになればありがたいということでお声をいただいております。 今後の運営については、引き続きまして安全面に配慮して、保育を実施してまいりたいと思っております。そのためには障害福祉課、学童保育課、そしてハートフル事務局が一丸となりながら協力・連携し、円滑に運営してまいりたいと思っております。 また、こちらハートフルで主催されます事業やイベント等にも積極的に参加させていただいて、児童への障害教育の推進や指導員への障害者への理解促進を図ってまいりたいと考えております。借用期限である令和10年3月末以降につきましては、今現在新しい拠点等市内挙げて協議しているところですので、なるべく早く専用区画が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。 以上です。ありがとうございます。
中西会長	報告ありがとうございました。 そうしましたら、この茨木小学校の学童保育のハートフル借用について、委員の皆様から御意見とか、御質問ございましたらお願いします。 では、小西委員、どうぞ。
小西委員	ありがとうございます。 すみません。私の認識不足なのかもしれないんですけども、この説明会を実施したというのは、うちの団体の役員からも聞いています。課題が、このような課題があったというのも聞いていまして、その後、利用することに決まったという通知が来たというのも聞いているんですけども、課題についての回答というのがどのような形で来たのかというのを、私が認識していなくて、当時、今これで当事者の安全性の確保というのは、1番については分かりました。2番については、この説明会以前にも、茶話会のときにもやはり同じような話が出たかと思うんです。貸室事業の利用率がかなり低いということもあって、一般の方の利用も広げていこうと思うというのを2023年度の茶話会のときにお話をされていまして。そのときもやはり同じように2番の課題のところを言及されている方が多くて、実際にその障害者の方とその遭遇したときに、その子供から心ない声をかけられてしまうんじゃないかという、その怖さがあるであるとか。それに対してちゃんとその説明会なり、その子供に対してどのような形で説明をしてもらった、

	してもらえるのかという質問が2023年度にも出ていました。今回も、私が本当認識してないだけかもしれないんですけども、うちの団体の役員からは課題が出たよということと、使うことになったよという報告しかもらってなくて、この課題に対する回答というのは、その文面か何かに盛り込んでいただいているのでしょうか。
事務局（藪内課長）	ありがとうございます。 先ほど申しました、令和6年12月13日付のハートフルの一部目的外利用についてという通知を出させていただいた中で、別添ということで課題①から③までのことにつきましては、全て図解を入れながら御回答させていただきました。もしお手元になれば、学童保育課から、再度御送付等させていただきますので、遠慮なく言っていただければと思います。ありがとうございます。
中西会長	ほかに委員から何かございますでしょうか。いかがでしょうか。 高田委員、どうぞ。
高田委員	民生委員の高田です。 本当に保護者の方で、ここ私も子供たちの1年生の入学のときにお手伝いさせてもらいに行くようになって、もう10年、15年ぐらいになるんですけども、自分の子供が学校へ行き始めた頃に、ほとんどの子はおうちへ帰るんですけども、今は学童保育に行く、あと自分の出身の保育所の学童保育へ行くのでバスが迎えに来るとかって、家へ帰る子が本当に少ないんです。それが今度、今まであんまり家が建ってなかったところがマンションに変わったりすると、あっという間に子供たちの数が増えて、そういう現状で、うちの小学校も初めはお部屋一つ借りてたのが、いつの間にかプレハブになって、そのプレハブの中も2つの教室に分けてあったりとか、本当に今7割から8割の保護者の方が働いておられるので、反対にそのPTA活動とか、いろんなことでできないことがいっぱい増えてきて、私たちの時代とは随分変わってきたなということも感じますし、また、茨木小学校が、今はここを借りてるけど、あと10数年たったら子供がまたぐっと減ってくるというのも、やっぱりそういうのも見られるので、今日来るときに知り合いの人に会ったんです。そしたら学童保育でお声がかかったんで、隣やから学童保育のここを借りはるのやったら、いい面も、悪い面もあるかもしれないけれども、今までその学童保育の人数が増えたり、減ったりしてるのを見ると、ここのお部屋を借りて生活、そういうのをするのもいいのかなって思いますし、私たちも人権擁護委員もしてるので、そこでお話を聞きに行ったり、しに行ったり、人権のお話をしに行ったりとかするんですけども、そういうときにもまたね、こ

	ういう施設を借りておられたらそんな話もできるかなと思いました。 だから一概に、何か市のいろんな施策の中で、うちも子供たちがいっぱい増えてきたからもう一つ学校を建ててほしいということを言ったことがあるんですけど、やはりその見通しの中で、そのうち子供が減りますよって言われて、実際うちの小学校も減ってきたりとかするので、本当にこの建物を建てたから、じゃあ、ずっとそれが維持できるかということがないので、本当に教育委員会の方も、子供がどれだけ増えるかなんて見通しがつかないので大変だと思いますけれども、障害を持った方の中に子供たちもはいるし、子供たち自体も障害を持ってるお友達が教室の中にいたりとかして、すごくあの子はこういう特質を持ってるんだというのを、1年生でも、うん、あの子はおばちゃんこんな子って私たちに教えてくれたりもするので、思ったより、私たちよりも障害を持ってる子を理解している子がいたりするので、いろんなお友達がいてということ、いろんな人がいてというのが子供たちに理解できたらいいんじゃないかなと思います。 以上です。
中西会長	ありがとうございました。 相互に理解するというのはとても大事なことですから、今後も進めていけたらと思いますけれども、委員の皆様からほかに御意見とかございますか。よろしいですかね。 すぐ隣からの利用ということなんで、こういう形もつといろいろ理解していただいたらいいかなと思いますので、ぜひ進めてもらいたいと思います。 そうしましたら、議題4は、これで終わりたいと思います。 そうしましたら、最後に、議題、その他についてですけども、事務局から何かその他についてございますでしょうか。
事務局(沖田)	そのほかについては特にございません。
中西会長	ありがとうございます。 ほかの委員さんもよろしいでしょうか。これだけは言っておきたいとかないでしょうか。大丈夫でしょうか。 そうしましたら、ほかに御意見がないようでしたら、本日の議題案件はこれで終わりたいと存じます。皆様、長時間の御協力ありがとうございました。 それでは、事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。
事務局(沖田)	委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。 それでは、事務連絡をさせていただきます。 まず、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成し、

	後日委員の皆様にお送りさせていただきますので、御確認いただきますようお願いいたします。 次回の分科会は、令和8年2月頃を予定しております。開催までに改めて御案内差し上げますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日はこれにて以上となります。本日は誠にありがとうございました。
--	---